

# 平成26年度西原町予算編成方針

平成25年11月

## 国の予算編成

国の平成26年度概算要求基準は、大きく二つの特徴を有している。一つ目の特徴は、概算要求基準と同時に閣議了解された「中期財政計画」を踏まえ、予算総額を夏の段階ではなく、年末に判明する税収見込みを踏まえて決定することとしているところである。また、二つ目の特徴として、「日本再興戦略」及び「骨太の方針」等を踏まえた諸課題について対処するため、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けた。

今回の概算要求基準では「中期財政計画」に沿って、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とする。そのため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

## 本町の行財政の現状

平成26年度は、西原町まちづくり基本条例の3年目にあたり、同条例で掲げた目指すべき将来像の実現に向けた諸施策を着実に推進しつつ、平和で豊かな明るい未来を次の世代へ引き継いでいかなければならない。

現下の町財政は、地方税収入が緩やかに回復することが見込まれる一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準であることなどにより、財源不足が常態化している状況にある。

また、近年の公共事業の実施等を借入金により対応してきたため、平成25年度末に借入金残高が約119億円を見込まれており、今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となるなど構造的にみて極めて厳しい状況にある。

一方、厳しい財政状況の中、少子高齢化に対応した地域福祉の充実等、多様化した財政需要に適切に対応することが求められている。

このような現状をふまえ、本町がその役割を適切に果たしていくためには、職員一人ひとりが課題に向き合い、そして自治体経営の骨子である「最小の経費で最大の効果」を発揮し、一層の住民サービスの向上が図れるよう、知恵と工夫が求められている。

## 本町の財政状況

平成24年度決算における歳入の状況は、自主財源のうち地方税が32億8千万円と前年度比△1.6%の減少をしているが、徴収率は94.7%(前年度94.7%)と前年度と同率である。一方、地方交付税や国庫支出金、県支出金、地方債等の依存財源の構成比が59.7%(前年度56.1%)と昨年に比して3.6%の増となっているのは、沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)や庁舎等複合施設建設事業にかかる地方債の増などによるものである。

歳出では、主に庁舎等複合施設建設事業にかかる普通建設事業費の増が大きな伸びとなっている。また、義務的経費の扶助費や退職手当組合負担金にかかる人件費の増加が、経常収支比率を押し上げ、89.0%(前年度87.2%)と財政の硬直化がさらに進んでいる。(町村では70%程度が妥当だと言われている)

基金については、平成24年度末残高で13億2千万円(前年度末16億5千万円)となった。前年度より減少となった理由としては、庁舎等複合施設建設事業執行に伴う庁舎建設基金や財政調整基金の取り崩しがあったものによる。その財政調整基金の残高は6億4千万円(前年度7億3千万円)という状況である。さらに今年度の取り崩しにより、基金の平成25年度末残高見込額は12億円となっている。

地方債残高は、平成24年度末で一般会計105億7千万円(前年度末103億3千万円)、特別会計を含めた町全体では149億4千万円(前年度146億円)と同じく増加している。

※ 税源移譲後は、町税の徴収状況が収入全体に大きく影響される。平成19年度決算における徴収率は90%、平成20年度の徴収率は91.2%、平成21年度は92.3%、平成22年度は93.9%、平成23年度は94.7%、平成24年度も94.7%と着実に伸びているが、自主財源の確保という点で、なお一層の取組をお願いしたい。

## 平成26年度の収支見通し

歳入では、町税において税務課収入見込により約1億1千5百万円増(3.6%※)で設定した。地方交付税は、総務省の9月仮試算を反映させ、約3千7百万円減(△1.8%※)で設定した。

地方債は、普通建設事業費などの地方負担分のうち、それぞれの充当率を反映させ、臨時財政対策債は前年度同額で見込んでいる。

歳出では、引き続き、扶助費や人件費など義務的経費の伸びが見込まれるうえ、新庁舎移転に伴う物件費や広域等への負担金の増などにより、平成26年度においても多額の収支不足になることが懸念される。

また、平成26年度以降も、西地区区画整理事業(総事業費112億円)や小学校校舎の新增改築など多額の経費を要する事業が進む中、一般会計から国民健康保険特別会計への基準外繰出しによる補填等の課題※もあり、今後も厳しい財政運営は続くものと予想される。

※ 平成25年度3号補正予算との比較

※ 国保の累積赤字額は現在9億7千万円

### 予算編成にあたっての留意事項

以上の現状をふまえ、特に平成26年度は新庁舎での新たなスタートをきる節目の年でもあることから、業務がスムーズに遂行できるよう留意が必要である。  
また、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴う負担増については、適切に反映させ要求すること。

なお、下記事項に留意の上、編成に臨みたい。

- 1 見積りに当たっては、平成24年度決算内容の分析及び平成25年度事業執行状況を十分検証し、単に「歳入は少なめ」「歳出は多めに」のような要求を行うことなく、真に必要な通年の経費を見積もること。年度途中の補正は、災害の発生や制度改正など当初予算編成時に予見できないもので、真に緊急やむを得ないものに限られるので留意すること。
- 2 厳しい財政状況を念頭に置き、新たな財源の確保に努めるとともに、内部経費等の徹底的な見直しによる思い切った歳出削減に努めること。
- 3 懸案の事業など特に問題を含んでいるもの又は複数の課に係る事業などについては、事前に関係機関又は関係課との協議をしておくこと。
- 4 一括交付金関係事業については、1月のヒアリング時まで随時企画財政課と調整を行いながら、事業計画書等の作成や申請手続きを進めていくこと。(※当該事業計画案については、沖縄振興特別推進交付金西原町検討会議設置要綱の規定に基づき、優先順位を定めることとしている。)
- 5 要求に当たっては、町実行計画(事務事業庁議評価)の結果に基づき、当該事務事業ヒアリングで確認した内容、検討課題等もふまえ、下記及び当初予算要求基準(別紙1)に基づき反映すること。また、課内でのヒアリングを確実に実施し、要求時における積算資料とともに、課内ヒアリング調書(別紙2)も提出すること。  
なお、実行計画以外の事業を新設するときは、政策係との調整も行うこと。

#### 1) 財源の確保

- ・ 使用料及び手数料について、料金の見直しやこれまで徴収していない受益者に対する行政サービスについても徴収の検討を行うなど、改めるべき部分は積極的に見直しを図ること。
- ・ 町有地の売却について、これまで同様に推進していくこと。
- ・ 平成24年度末の町税、学校給食費、保育料等の収入未済額が約4億8,000万円という現状を踏まえ、徴収方法の更なる創意工夫を図ること。

## 2) 人件費の要求基準

- ・職員給与については、平成25年11月1日現在における現員を計上すること。
- ・時間外勤務手当は、平成25年11月1日現在における予算現額以下を計上すること。

## 3) 経常的経費の要求基準

- ・報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金等の経常的経費は、原則平成25年度当初予算計上額以下で要求すること。特に新庁舎へ移転することで必要のなくなる経費の要求は行わないよう留意すること。

## 4) 投資的経費(補助・単独)の要求基準

- ・町実行計画に基づき計上すること。単独事業については、優先順位をつけ調整できるようにしておくこと。

## 5) 廃止及び見直し検討と確認した事務事業

- ・原則として、事務事業評価の結果、「終了」と確認した事務事業については、予算計上しないこと。また、「改善」、「終了」のうち、事業の統合が指示された事項についてはこれを反映すること。

なお、「現状維持」となった事務事業についても、縮小、見直しが可能な場合はこれを予算に反映させること。

## 6) 負担金補助及び交付金の見直し

- ・負担金等は、町村会等の決定通知に基づき計上すること。
- ・各種団体補助金については、「西原町補助金の交付に関する規則」の交付基準に基づき計上すること。
- ・各種団体の支出状況を把握し、ヒアリングを行うこと。

6 財務会計システム入力時には、財務会計システム入力における留意事項(別紙3)を参照すること。

7 特別会計及び公営企業会計については、一般会計に準じて編成すること。また、平成20年度決算分から地方公共団体の財政の健全化に関する法律が完全適用されていることから、これまで以上に財政の健全化に向け努力すること。

8 予算要求及び根拠資料提出期限は、平成25年12月2日(月)までとする。

※但し、給与費資料作成が遅れた場合は、期限を延期する。(延期日数は後日連絡)